

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

輯 編 局 報 情

報 週

號 日 四 月 二

南方經濟處理方針
銃後は生産へ總力戰

南方開發金庫について
十七年度豫算の概要
勞務調整令の實施
戰爭保險臨時措置法

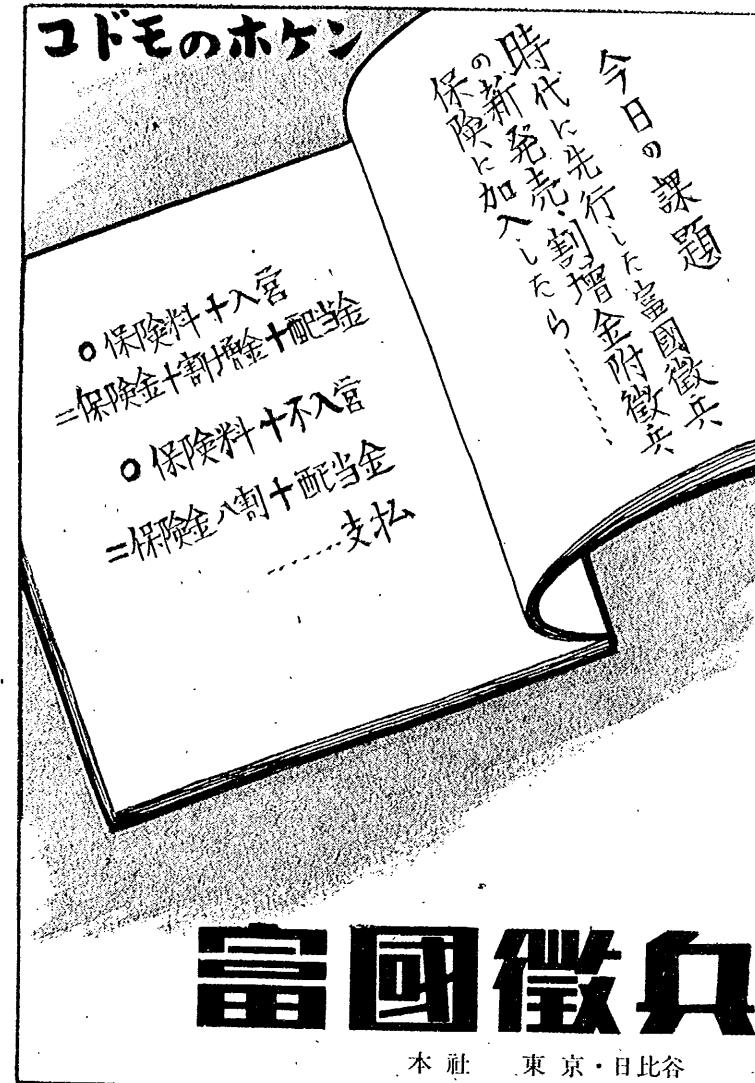
278號

週報

内閣印刷局印刷發行

五錢

べるし道の贊翼民は報週



(判 A5) 格規定國はさき大の書本)

露光量違いにより重複撮影

相次ぐ戰勝に醉つて、たゞ南方にのみ眼を奪はれてはならぬ。
我々は今や一大飛躍の時である。大國民らしく堂々と、島國根性を一擲し、豁達な氣宇と雄渾な構想を以て、大東亞建設の偉業に總進軍しようではないか。

週報

第二七八號
二月四日

企畫院

二月四日

陸軍側一千名

一月二十三日(金)

マ東條首相、鈴木企畫院總裁

議會に於て大東亞經濟建設の大綱を闡明

一月二十四日(土)

マ陸海軍部隊、ビスマルク諸島

に敵前上陸を敢行

一月二十五日(日)

マ第十八回會議第二十三回支那

事變生存者論功賞賜の御沙汰あ

らせらる

マ臨時軍事費追加豫算百八十億

円を閣議で決定

マシベリア經由で歐洲(ルコフ

ルガリツィス、スペイン、ポルトガル)

ヘ郵便物再開の旨、遞信省告

示

マ對俄轉國經濟斷交案を汎米外

相會議經濟委員會で可決

一月二十六日(火)

マ造船秋側會創立

一月二十九日(木)

マ政府、ハワイ海戦の損害を

発表

一月三十日(金)

マ東洋戰爭日誌

大東洋戰爭日誌

測報昭和十六年下半期總目次

三三

元

南方經濟處理について

企畫院

二月四日

吉

日

月

年

大藏省

九

吉

日

月

年

大藏省

三

吉

露光量違いにより重複撮影

相次ぐ戦勝に酔つて、たゞ南方にのみ眼を奪はれてはならぬ。

我々は今や一大飛躍の時である。大國民らしく堂々と、島國根性を一擲し、豁達な氣宇と雄渾な構想を以て、大東亞建設の偉業に總進軍しようではないか。

週報

二月四日
二七八號

南方經濟處理について

南方開發金庫の誕生

戦争保険臨時措置法について

第一二五章の梗概

大東亞戰爭日誌

通志卷一百一十一

南方經濟處理について

企畫院

今や皇軍は東は米大陸西岸より、西はシンガポール、ビルマに亘る廣汎なる地域において眞に輝かしい戰果を挙げてゐる。南方經濟の處理は、この皇軍の歓々たる戰果を裏付けするために絶対不可缺の要請であつて、政府でも極めて眞剣に考究してゐることはいふまでもない。

政府の抱くする南方經濟處理方策の大要は、今次議會において特に一月二十三日の衆議院豫算總會における東條首相及び鈴木企畫院總裁の答辯によつて、その全貌が發表されたが、

こゝでは、右發表に従つて南方經濟の處理方策を説明しよう。

戰爭の現段階における對南方經濟對策の方針は、東條首相が述べられたやうに、重要資源の需要を充足して當面の戰爭遂行に遺憾なからしめると共に、併せて大東亜自給自足體制を確立することを着眼とするものであつて、その對象とする南方地域は頗る廣汎に亘るが、これを先方の敵性ある主

權を排除して、差當り陸海軍の占領地行政を行ふべき地域と、泰國や佛印のやうに、わが方に對する誠意ある協力を期待し、その自發的協力に俟つて地域とに分ち、それ／＼に對する方針が決定されてゐる。

一、陸海軍占領地域における當面の施策の根本方針としては、
第一、資源運送、特に駆逐航行上堅実な資源の確保、
第二、南方資源の敵性國家に對する流出阻止、
第三、作戰軍の現地自活確保。

第四、在來企業の我が方に對する協力保護。

の四點を主眼とするが、大東亜共榮圏における經濟處理の問題は、その前提として日滿支が根幹となり、これに南方地域を併せた計畫が立てられねばならないことは勿論である。次ぎに南方開發の個々の問題について簡単に述べよう。

一 南方資源開發の順位、開發物資の用途

南方資源については急速に開發を要するものと、わが方

でない者でも、わが方に協力の誠意を示した在來の企業者については、その活用の途が講ぜられるとはいふまでもない。

資源の開發の順位は、戰局の推移に應じ資源需要の緩急度と輸送の状況等を考へて、その大綱を中央で決定することとし、既に各種資源取得の基準と將來の資源取得目標についても、一應これを決定し、各地域における差當りの開発施設の目標を明らかにしてゐる。そして、各地域で取得し又は開發した重要物資は、すべて物資動員計畫に組入れ、一元的にその用途を規制して國家的に最高度の効率を發揮せしむるのである。

二 開發の形態

石油、鐵道、農林産等の開發については、差當り新たな綜合會社、共同企業等の形態を避け、經営能力ある企業者の熱意と創意とを十分に發揮させて、能率的生産をさせることを原則とし、その企業者が眞に國家の代行機關的使命に徹底し、衷心より國家的に活動することを期待してゐる。重要な開發企業の擔當者の決定に當つては政府が適當と認める民間統制團體の意見を十分に參照した上、關係官廳間の慎重な審議を経て、決定することとし、適任者の選定に遺憾なきを期することになつてゐる。なほ、その際現地で多年辛苦經營せる邦人企業者や邦人

ではない者でも、わが方に協力の誠意を示した在來の企業者については、その活用の途が講ぜられるとはいふまでもない。

三 通貨、金融

通貨については、當初は現地通貨表示の軍票を使用し、現地通貨と等價に流通させ、情勢に應じ逐次現地通貨と軍票との機能を調整し、その統一に進む方針である。

従つて、當分の間は本邦と現地との間に特殊の場合を除き原則として資金の移動を認めないことにして、資源開發等に要する資金は、現地で南方開發金庫から圓滑に融通することになつてゐる。

四 物資交易

物資の交易は主として物資動員計畫に基づき、豫じめ計畫的に豫定された品目と數量について行はれるが、これは戰争といふ特殊な状態の下で實施されるのでその構成上、特殊の考慮が拂はれてゐる。即ち交易の實施に當つては、現地よりの對日供給は差當り政府の會計で買取輸入をし、またわが國からの對現地供給は、同様に賣取輸出をすることになるのである。もとより交易の實際の運營については、業務遂行の圓滑と簡易を旨とし、民間商社の活動に俟つところのあることは當然で、また政府は

右輸出入をなしに際し、本邦統制機關や現地の輸出入組合等とも緊密な聯繫を保持することになつてゐる。なほ現地における物資の販賣と配給については、わが方に協力の誠意を示した現地商人や華僑等の組織や信用も極力活用する方針である。

五、輸送

南方物資の輸送については、需要の緩急に應じて輸送の順序、數量が定められ、陸海軍の統制の下に船腹の最も有効な活用が計られることになつてゐる。

六、對米英經濟壓迫の實施

南方地域にはゴム、銅、マニラ麻、その他幾多の特產資源があるが、わが方としてはこれ等資源の敵性國家に対する流出を極力防止し、米英に對して資源による經濟壓迫を實施せねばならない。

南方特產資源の世界總產額中における生産割合は、極めて高度のものであるから、これによる米英の打撃は蓋し甚大なるものといはざるを得ない。

七、渡航者の統制

南方の陸海軍占領地域に對する渡航については、帝國を核心とする日滿支經濟建設の急務なること等に鑑み、この際一般人については差當り差止めることになつてゐる。

が、これは現状ではもとより當然のことといはねばならない。政府では情勢の展開に應じ、嚴選の上再渡航者及び必要と認める者から逐次その進出を計る方針である。

八、結論

要するに現段階では武力戦に勝つといふことが大眼目で、すべてがこの點に出發し、これを目指すものである。

四

さて南方經濟處理方策の概要は、上述のところで大體明らかであるが、何といつても當面の緊急事は、輝かしい皇軍の戰果に衷心から感謝し、しかも徒らにこれに陶酔することなく、國民の一人々々が長期戦の覺悟に徹底し、眞に國家の總力を擧げてます／＼戰果を高揚し、いよいよ、戰爭遂行力を増大することにある。この大戰争を遂行し最後の勝利者たる光榮を據ふまでには、われ／＼國民は更に機多の困難を超克しなければならない。その過程において國民が忍苦して果すべき責務は、内外に／＼日本に滿支に、そして南洋に／＼極めて多々ある。國民は何れの分野において働く問はず、正に灼熱の殉國的精祌を以て、滅私奉公の誠を盡すべきである。

忘れてはならない。

南方開發金庫の誕生

大藏省理財局



南方金融の中権機關

御稟成の下、皇軍の戰果は陸に海に、空に、鐵として揮き、米英の東亞における據點は相踵いで潰滅して、今や世界の寶庫といはれる。南方諸地域は我が掌中に歸つた。南方諸地域はフィリピン、英領マレー、英領ボルネオ、蘭印等を含み、そこには、鑛產資源として銅、石油、油銅、ボーキサイト、鐵、マンガン、クローム、タンク、ステン、石炭等を、農產資源としてゴム、マニラ麻、コブ、規那皮、キニーネ、砂糖等を多量に産することは周知の事實であるが、從來、米英人はこの地域の住民を驅使虐待して、専ら自分の利益のために搾取を續けて來たのであつた。

然るに今や皇軍の輝かしい戰果によつて、世界の寶庫と

いふべきこれら南方諸地域の住民は、米英の桎梏から解放され、欣然として皇國の指導下に入り來つて大東亞新秩序の建設に衷心から共鳴し、その完遂に協力邁進しようとしてゐる。

而して、この新秩序建設のための南方經濟の處理方針は、重要資源の需要を充足して當面の戰争完遂に遺憾ならしめることが主眼點で、この方針に基づいていろいろの計畫が樹立され、既に實行されてゐる。

例へば、フィリピンの銅山の開發を如何にするか、英領マレーのゴムの取得目標を何處に置くか、蘭印の石油の取得基準をどう極めるべきか、といふやうな計畫について、政府は軍と緊密な聯繫の下に慎重に協議決定してゐる。そしてその計畫を實現するに必要な資金の調達についても、政府と軍が協力して今次大東亞戰争への寄與といふ大目的

に照し、眞に適切な方式を検討し、萬全の施策を期し、その運営の中権機關として南方開發金庫の設立を適當と認め、今議會に南方開發金庫法案を提出し、その協賛を仰いでゐるのであるが、本年三月中には時局の脚光を浴びて誕生することであらう。

金庫の業務

次ぎに南方開發金庫の概要について説明することにしよう。まず南方諸地域に從來如何なる通貨が流通してゐたかをみると、フィリピンには「ペソ」、英領マレーと英領ボルネオには「海峡弗」蘭印には「ギルダー」が流通してゐたが、これ等の通貨の日本の圓に對する相場は昨年十二月八日の開戦の直前において、一ペソが約二圓十二錢、一海峡弗が約二圓一錢、一ギルダーが約三圓二十八錢であつたが、大東亞戰爭開始と共にわが方としては、作戦の進展に伴ひこれら諸地域で軍票を使用してゐる。この軍票は、例へばフィリピンで使用するものは「ペソ」表示、マレーで使用するものは海峡弗表示としてゐるが、それ等の軍票は皇軍の勧々たる戰果を反映し、住民の歓迎裡に極めて圓滑に流通してゐる。他頃、これ等の諸地域は現に作戦進行中の關係もあり、現地の金融その他の經濟情勢も諸般の影響を受け不安

定を免れないといふ關係等もあつて、この際本邦とこれ等の地域との間に、急いで確定的な一般為替比率を定めることには困難でもあり不適當であると考へたので、特殊の場合を除き原則として南方諸地域と本邦との間の資金の交流を統制することが適當であると認めた。しかも、南方重要資源の開發は一日もゆるがせに出来ないので、右に説明したやうな特殊の狀況の下において金融上の施策にも格別の工夫が必要とされたのである。

そこで、例へば銅山を開発したりゴムを買付けたりするに必要な資金、換言すれば南方地域における資源の開發及び利用を効率的に且つ重點的に促進するに必要な資金は、南方開發金庫から現地で供給することになつた。即ち、最高方針に従つて開發を行ふに必要な資金、それには新しい開發もあり、敵に破壊された設備の復舊もあるが、その一切の開發資金並びに物資の買付資金は、必要に応じてこの南方開發金庫といふ國策的金融機關から現地において貸出されることになつたのである。貸出を受ける相手方は、フィリピン、英領マレー等の現地において開発や買付を擔當すべく指定された者で、その指定については東京で適當な民間統團體の意見を十分に参考して慎重に決定されることになるのである。

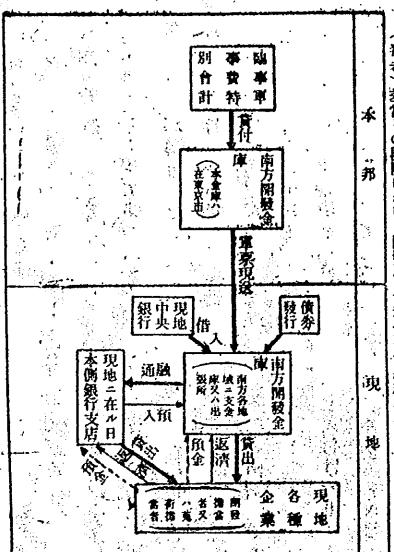
金庫で貸出す通貨

しかば、南方開發金庫の貸出は如何なる通貨を以て行はれるのかと音へば、差當り軍票である。元來、軍票は軍費支拂の便に供するため發行するものであるが、現地の經濟開發は一日もゆるがせて出來ず、また現地通貨の利用は當り大なるを期し得ない關係上、政府は臨時軍事費特別會計から南方開發金庫への貸付を行つて、この金庫へ軍票を供給する途を拓くことにしたのである。

この貸付によつて、金庫が持つべき軍票資金の額は、今次聖戰の大規模なことから想像しても相當巨額に上ることは想像に難くない。

なほ妙に一晉したいことは、相當巨額の軍票資金を供給して開發が促進されたならば、現在わが國で行つてゐる各種物資の消費規制が著しく緩和され又は廢止されるだらうとの臆測をする者があるが、差當り開發し取 得する物資の大部分は當面の我が戦力を増強する方面に向けられる見込であるから、消費規制等に關する輕率な樂觀説は深く戒めなければならない。

而して、南方諸地域の通貨金融政策の具現については、前述のやうに、重要資源の需要を充足して當面の戰争遂行



單爭保險と

戰爭保險臨時措置法の解説

大藏省監理局

戦争保険臨時措置法は、大東亜戦争の勃發に伴ひ制定された非常立法の一
つで、第七十八回帝國議會の協賛を経
て昭和十六年十二月十九日に公布。本
年一月二十六日から施行された法律で
あるが、詳細は同法施行規則（本年一
月十二日公布）に譲られてゐる。

わが國は精銳無比の陸海軍を擁し、開戦以來陸に海に空に赫々たる戰果を挙げて來り、わが國士には敵機の來襲を未だ一回もみないが、油斷は禁物であつて、今後も防空の備へをまずく

例へば、軍需工場の場合には損害の

ある」と規定するのである。

開戦以來陸に海に赫々たる戰果を
挙げて來り、わが國士には敵機の來襲
を未だ一回もみないが、油斷は禁物で
あつて、今後も防空の備へをます／＼

卷之三

卷之三

擧げてをりへ わが國士には敵機の來襲
を未だ一回もみないが 油斷は禁物で
もつて、今後も防空の備へをますく

13

卷之三

あらうくまた、差當り普通の銀行は現地で短期の商業資金の貸出を行ふにも資金が手薄な關係上、この金庫に重票資金の融通を仰ぐことにならざるを得ないし、また將來銀行の資金が預金の受入等により過剰な時はこの金庫に預入することになるであらうから、この南方開發金庫はいはゆる親銀行の役目をもつことにならう。

要するに、米英の金融勢力の一掃されつゝある今日、南方開発金庫が南方諸地域に對するわが通貨政策の中樞機關として遺憾なくその機能を發揮するであらうこと期待するものである。

•

本法は保険会社に戦争保険を引受けさせ、保険会社が戦争保険の收支に損失を生じたときは政府が補償し、利益を生じたときは政府に納付させるものである。以下、戦争保険とはどういふ保険か、また申込手續はどうしたらよいか、その概略を説明しよう。

本法は保険会社に戦争保険を引受けさせ、保険会社が戦争保険の收支に損失を生じたときは政府が補償し、利益を生じたときは政府に納付させるものである。以下、戦争保険とはどういふ保険か、また申込手續はどうしたらよいか、その概略を説明しよう。

戦争保険の内容

一 戰闘行為のために生じた

戦争保険は敵機の爆撃、高射砲の破片の落下、戦闘中の航空機の墜落その他他の戦闘行為によつて生じた火災とか、損壊とかの損害を填補する保険である(第4条)。戦闘行為によつて生じたものであれば、火災の延焼も、消防又は避難に必要な處分による損壊も、保険事故に含まれる。前にも述べたやうに、火災保険は空襲によつて起つた火災に對しては保険金を支拂はないもの

であるから、現在火災保険を付けてお

ても、これとは別に、更に戦争保険を

付けなければ、萬一空襲があつた場合

には損害を填補して貰へないから、こ

の點については十分に注意をしなけれ

ばならない。

二 戦争保険を付けることの
出来るもの(第1條)
戦争保険を付けることの出来るものは内地に在る物であつて火災保険の付てる物は、戦争保険を付けることが出来る。

三 戦争保険を付けることの 出来ない物(第2條)

二に述べた物であつても、次ぎの

物は戦争保険を付けることが出来ない。

(イ) 通貨、有價證券、切手、印紙、貴

金属、寶石、書類、骨董品、美術品、橋

本、設計書、圖案、模型、證書、帳簿そ

の他これ等に準ずるもの(ロ)損害保險

國營再保險法の再保險の對象となる船

舶(ハ)動植物(ニ)その他大臣の指

定するもの(ミ)載運を指定した昭和十七年

一月二十日付(第45号)

四 被保險利益の制限(第3條)

被保險事故が發生しなかつたならば得

られたと思はれる利潤とか家賃とか

といふやうなものは、保険に付けるこ

とが出來ない。従つて保険の目的物の

時價のみが「保険價額」となる。

五 申込金額は保険價額の九割以下

するもの(ヘ)その他大臣の指定す

るもの(指定したものは官報に掲載する)

するもの(指定したものは官報に掲載する)

労務調整令の実施



國語

支那事變勃發以來、政府では軍需その他緊要部面の労務を確保するため、國家總勳員法を次ぎに發動して、學生業者使用者使用制限令、國民職業能力申告令、國民徵用令、青少年雇入制限令、從業者移動防止令等の勅令を制定實施して、労務勤員の完遂に邁進して來たが、内外の状勢の緊迫に伴ひ、労務統制をさらに一層強化する必要があるのを以て、昨秋以來、國民労務手帳法の實施、國民職業能力申告令及び國民徵用令の擴充的改正、國民勤勞輔導團協力令を制定したのであるが、更に労務者の移動とか雇入等を全般的に統制するため、從業者移動防止令と青少年雇入制限令を廢止して、新たに労務調整令を制定したのである。

一 從業者

從業者の解雇と退職の制限

一、制限の方法

従業者が無闇に移動することは、生産能率を非常に阻害するものであるから、戦時下では特に移動を防止しなければならない。従来の従業者移動防止令と國民労務手帳法も、この目的のために制定されたのであるが、これらの法規では、未だ解雇とか退職等を直接に制限することは出来なかつたので、本令では工場、事業場等の従業者の解雇も

青少年雇入制限令、従業者移動防止令等の勅令を制定實施して、労務労員の完全に邁進して來たが、内外の状勢の緊迫に伴ひ、労務統制をさらに一層強化する必要があるの
で、昨秋以來、國民労務手帳法の實施、國民職業能力申告令及び國民徵用令の擴充的改正、國民勤労報國協力令を
制定したのであるが、更に労務者の移動とか雇入等を全般的に統制するため、從業者移動防止令と青少年雇入制限令を廢止して、新たに労務調整令を制定したのである。

一、制限の方法

従業者が無闇に移動することは、生産能率を非常に阻害するものであるから、戦時下では特に移動を防止しなければならない。従来の従業者移動防止令と國民労務手帳法も、この目的のために制定されたのであるが、これらの法規では、未だ解雇とか退職等を直接に制限することは出来なかつたので、本令では工場、事業場等の従業者の解雇も

はない。

四 保険金の處分に關する指示

立したものと看做され損害は補填される。これは法律施行早々、或ひは法律施行前で生ずるかも知れない事故につ

十圖の割合で計算した額、但し、この額より火災保険の契約金額の七割の方が高いときは契約金額の七割を限度とする。

14

大蔵大臣は必要があると認めたとき
は、保険金の支拂を受ける者に對し
て、保険金の使途について指示するこ
とが出來る。これは支拂ふ保険金が一
万圓を超える場合に限るのである。大
蔵大臣の指示とは、例へば、軍需工場
に對して保険金を支拂ふ場合に、その
保険金を軍需工場の復舊のために使へ
といふやうなことである。

（一）家屋賃貸に登録された家屋については、賃貸價格に市に在る家屋は大、町は十、その他は二千の數を掛けた額、但しこの額よりも火災保険の契約金額の七割の方が高かつたならば、契約ある。）、原則と違つて次ぎの額を限度とする。

從つて、例へば夫婦と子供三人の世帯では、五十五十圓以下といふことになり、この場合、家財の火災保険の契約金額が二千圓であれば一千四百圓を限度とするところとなる。その他の物については保険額、即ち保険の目的物の時價の七割を限度とする。

10. The following table gives the number of hours worked by each of the 100 workers.

篤眞選

新
二月四日號
草破竹の進撃
定價 十銭

2000-2001

が退職を直接的に制限し、所轄の國民職業指導所長の認可を要けなければ、解雇も退職も出来ないことに定めた。解雇や退職以外の事由による雇用關係の終了、例へば雇用期間の満了の場合も同様である。

しかし、この解雇や退職の制限は、厚生大臣が指定する工場、事業場の従業者についてのみならずもので、厚生大臣の指定は、特定の工場、事業場を指定する場合(この場合は指定された工場、事業場に使用される全従業者が制限を受ける)と、特定の工場、事業場における一定の職種の従業者を指定する場合(この場合には一定の指定された職種の従業者のみが制限を受ける)がある。

この指定は厚生大臣から事業主に通知して行ふことになつてゐる。従つて指定を受けた事業主は、その旨を關係従業者に周知させなければならない。解雇とか退職の認可申請は、事業主または従業者からそれゝ直接に所轄の國民職業指導所長に申請するのであるが、國または道府県に使用される従業者が申請する場合は、その官衙または道府県を經由しなければならない。

解雇や退職の認可是、國民職業指導所長が事業主側の事情と従業者の身體的、家庭的事情を十分に審査判断した上で、するのであるが、眞にやむを得ない事情の場合に限り認めることはない。

二、右の制限の例外

陸海軍に徵集若しくは召集され又は志願して陸海軍の現役に服した場合、陸海軍學生生徒に採用された場合、自衛隊または三十日以内の臨時健の従業者の場合、法令により解雇または退職をする場合、國道府縣、市町村及びこれに準すべきものが従業者を解雇す場合、事業を廢止する場合(令第二條、第三條、規則第一條、第三條)。

一、従業者の雇入と就職の制限

本令で定めた第一の點は、従業者の雇入と就職の制限である。戦時下緊要な事業では、多數の労務者を増加しなければならないが、限りのある人的資源で充足するには、比較的に不要不急事業の労務者を出来るだけ節約しなければならない。

さきに青少年雇入制限令を制定して、平和産業の労務節減を圖つたが、この程度の制限では、今後の事態に處するには十分でない。本令では更に強化し、人的資源を抜きにして紹介を受けが何れかの方法によらなければ、雇入や就職は出来ないことにした。

三、右の制限の例外 六十歳以上の男子技能者または四十歳以上の女性技能者の場合、退職、召集解除または徵用解除の日から三月以内に原職に復帰する場合、學校卒業者使用制限令の適用をして受けた者か何れかの方法によらなければ、雇入や就職は出来ないことにした。

技能者の雇入と就職の制限

國民學校修了者は、労務者の給源として労務労員上極めて重要な地位を占めており、また職業的に無垢な者であるから、その職業指導には特に留意しなければならない。

から、その職業指導には特に留意しなければならない。そこで本令では國民學校修了者の雇入と就職は原則として日本技能者と認定された者、船員となる場合、國および道府縣に就職する場合等(令第四條、第五條、第六條、第七條)。

國民學校修了者の雇入と就職の制限

技術技能または學識経験を有する者、即ち技能者は生産の根幹軸となるものであり、また一朝一夕では得られない貴重な人的資源であるから、次ぎのやうに制限した。

一、技能者の範囲は、主として工場關係の技術者、經驗工、學校卒業者、養成工及び検定試験合格者等で、概ね國民職業能力申告令のいはゆる技能登録に該當する者と同様である。しかし男子では年齢の範囲が少し廣くなつておる。女子も技能者に加へられ、また三月以上一年未満の経験者も加へられた點、および外國語の知識を有する者が除外されてゐる點等が相違してゐる。

二、制限の方法 技能者とその技能者を雇入れようとする

技術技能または學識経験を有する者、即ち技能者は生産の根幹軸となるものであり、また一朝一夕では得られない貴重な人的資源であるから、次ぎのやうに制限した。

一、國民學校修了者の範囲 本令で國民學校修了者とは

昭和十七年一月十日以後に國民學校初等科(これに准ずべきものを含む)又は國民學校高等科(これに准すべきものを含む)

を修了し又は中途退學した後一年を経過しない者をいふ。

であるが、技能者として取扱はれる者はこれに含まない。

國民學校を修了または中途退學して職業戰線に立つ者は、學校を出た直後に就職する者が大部分であるが、相當期間を経た後に就職する者もあり、また一旦就職した後に他に

轉職する者もあるので、學校を出てから一年間は國民學校修

了者として取扱ひ、職業指導の完璧を期したのである。

二、制限の方法 国民學校修了者は國民職業指導所の紹介によらなければ雇入も就職も出来ないことに定めた。國民學校新規修了者の計画的な職業紹介は、昭和十四年度以降、厚生省で行政措置として行つて來たが、本令ではこれを法制化して、國民學校修了者の求人統制と職業指導の徹底を期したのである。

國民學校新規修了者を國民職業指導所の紹介で雇入れようとする者は、卒業の前年九月三十日までに所轄の職業指導所に申込んで求人割當を受け、これによつて關係道府縣で紹介を受けることになる。

なほ、この職業紹介には、國民職業指導所が國民學校と緊密に連絡して智能や身體を周密に検査し、また職業相談をした上で、最も適した職業に就かせるやうに指導斡旋するのである。

三、右の制限の例外 船員となる場合 日傭または三十日以内の臨時借の場合、農林・水産・畜産業の雇入の場合(但し畜産業のため雇入する場合(畜産業販賣業用達成業者を除く)の場合は除く)。

國民職業指導所長の認可を受けた場合等(第第六條)。

一般青壯年の雇入と就職の制限

一、一般青壯年の範囲 一般青壯年とは、十四年から四十年までの男子と十四年から二十五年までの女子である。但し技能者または國民學校修了者として取扱ふべき者は含まない。

二、制限の方法 一般青壯年の雇入と就職は、次ぎの何れかによらなければならぬことに定めた。從來の青少年雇入制限令では、男子は不急職業方面でも昭和十四年末現在の七割までの人員補充は自山にして、三割をけ節約せることにし、女子は料理店業、販売業、娛樂場業、喫食場業及び藝妓、浴婦その他これに類する業務の雇入のみを制限しなほ、それも同様に七割までの人員の補充を認めたのに比べると、その制限は著しく強化された。

1 國民職業指導所の紹介による場合
國民職業指導所の紹介で一般青壯年を雇入れようとする者は、毎年各四半期分毎に、その期開始の前々月一日

までに申込まなければならない。但し不要不急方面の申込は受理しない。また就職しようとする者は、國民職業指導所に申出て紹介を受けることが出来る。

2 終故雇入人員の認可を受けた場合

指定工場の事業主、厚生大臣の指定した事業を營む者および厚生大臣の指定した者は、國民職業指導所の紹介によらないで、緣故で雇入れようとする一般青壯年の員、數雇入地域その他の事項について豫じめ國民職業指導所長の認可を受け雇入ることが出来る。認可を受けることの出来る者は、右の通り限定され、その申請は前號の求人申込と同様に、各四半期分を各期開始の前々月一日までに申込まなければならない。厚生省では全國の求人申込と雇入認可申請を取り締め、労務動員實施計畫と睨み合せ、雇入るべき員数を査定した上で、各國民職業指導所に割當通知と認可指令を發せさせるのである。

3 特定の一般青壯年の雇入と就職の認可を受けた場合
特別の事由ある場合には、雇入れようとする者と就職しようとする者が連署で國民職業指導所長に申請して認められ、本號の認可は申請者の範囲が限定されぬない。

三、右の制限の例外 退職、召喚解除または徵用解除の場合に

三月以内に原職に復歸する場合、船員となる場合、農林・水産・畜産業のため雇入する場合(畜産業販賣業用達成業者を除く)の場合は除く)。

國および道府縣の雇入、相當重い傷病を受けた傷病軍人軍属、體の障礙のため作業能力が著しく劣つてゐる者と認定された者、日傭三十日以内の臨時借、月給百五十圓以上の事務職員、大學高等専門學校卒業者の時局重要事業方面への雇入と就職、農林・水産・畜産指導園地での關係技術者としての雇入、食料品・醸造・紡績・染色等の技術者、理科系統の各種の研究員としての雇入、國民學校、青年學校、文部大臣の認可認定を受けた學校の教員としての雇入、辨護士、辯理士、計理士、監視、歯科醫師、獸醫師、獸醫手、藥劑師、保健師、看護師、産婆、按摩、柔道整復術業者、鍼灸師、理髮師としての雇入(但し公の免許登録許可を受ける者は該當しない)。

使用者(女中)を使用する場合(第第七條、第八條、第九條)

三、供給労務者の使用制限

本令では從業者の雇入と就職のほか、勞務供給業者の供給する從業者の使用も次ぎのやうに制限した。

一、勞務供給事業を行ふ者から常に國民學校修了者や一般使用者(女中)を使用する場合(第第七條、第八條、第九條)

者は、使用員数について豫じめ所轄の國民職業指導所長の

認可を要する。労務供給による從業者も戰時下には國家の必要とする方面に重點的に使用し、不急不用の方面に使用されるることは出来るだけ避けなければならぬからである。

この認可申請は、毎年度各四半期毎の分をその期開始の一月前までに申請することを要する。

技能者は勞務供給の契約に基づいて使用することは出来ない。技能者は戰時下極めて貴重な人的資源であるから、その技術技能または學識経験を十分に活用できる方面で働くことが要求されると共に、技能者は技術管理の點からも常備として活動して貰ふ方が適當であり、また必要であるからである。しかし、技能者中には職業の性質上、臨時的なものもあるので、かやうなものには國民職業指導所長の認可を受け使用できることにした(令第九條、罰則第十一條、第十二條)。

一四、その他の事項

一、認可の取消 本令または本令に基づいて發する命令による認可の申請について不正または虚偽の事實のあつた場合、例へば認可の中請書に虚偽の事實を記載した場合、認可申請に關し不正の手段を弄した場合には、國民職業指導所長は一旦與へた認可を取消すことが出来る。

また國民職業指導所長が特に必要ありと認めた場合も同様で

ある(令第十一條)。

二、解雇と退職命令 右の技能者、國民學校修了者または一般青壯年の雇入と就職制限規定に違反する雇入または就職のあつた場合には、國民職業指導所長は雇入した者には解雇を、就職した者には退職を命ずることが出来る。前項の認可取消のあつた場合も同様である。これらの制限規定違反の雇入就職または認可を取消された場合の雇入就職は、當然、國家總動員法第六條の違反として同法第三十六條第二號の罰則が適用されるが、この罰則の適用とは別に國民職業指導所長は違法に雇入、就職した者の雇傭關係を存続させないために解雇、退職を命ずることが出来る。そして、これに従はない場合には、重ねて國家總動員法第六條の違反となるのである(令第十三條)。

三、從業者名簿の備付と保存 技能者、國民學校修了者及び一般青壯年を常時五人以上雇傭する者は、工場、事業場その他の從業者を雇傭する場所毎に所定の様式の從業者名簿を備付け、その雇入、使用、解雇、退職に關する事項の記載を要する。但し工場法または礦業法の適用を受ける事業に使用される從業者については、職工名簿または鏽夫名簿で以て代へることが出来る。

なほ、この從業者名簿等は從業者の死亡、解雇または退

職後一年間の保存を要する(令第十四條、罰則第十四條)。

四、報告、臨検、検査 國民職業指導所の紹介または國民職業指導所長の許可を受けて一般青壯年の個々認可の場合は、技能者、國民學校修了者、または一般青壯年を雇入した者は、從業者の異動状況を所定の様式で各四半期毎の分を期經過後の「月以内に報告することを要する。また國民職業指導所長は、事業主との他の關係から從業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職に關し國家總動員法第三十二條の規定に基づいて諸般の報告をさせることが出来る。

また、厚生大臣、地方長官または國民職業指導所長は、從業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職に關し關係の工場、事業場その他の場所を臨檢し、業務の状況、帳簿類を検査することが出来る(令第十四條、罰則第十五條乃至第十七條)。

五、通報 國民職業指導所長は、管轄区域内にある國または道府縣における從業者の雇入、使用または解雇につき所定様式による通報を關係官衙または道府縣に求めることが出来る(令第十七條、罰則第十八條)。

六、罰則 本令のうち國民總動員法第六條に基づく命令に違反した者は、國民總動員法第三十六條の規定により一年以下の懲役または千圓以下の罰金に處せられ、本令第十五條の規定に基づく報告を怠り又は虚偽の報告をした者は、

本令第十六條第一項の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、本令第四十二條の規定により六月以下の懲役または五年以下に處せられる。

七、超過規定 第四期における一般青壯年の雇入人員認可の申請期日は、その前年の十一月一日までであるが、昭和十七年一月十日から三月末日までの間に雇入れようとするものに限り、昭和十七年一月十日までとした。なほ、この期日までに右の申請をした者は、その申請に對する認可是不認可の處分のあるまでは、一般青壯年の雇入および就職制限に關する規定の適用を受けずに雇入することが出来る(規則附則)。

八、その他 本令の施行と共に從業者移動防止令と青少年雇入制限令は廢止されだが、本令施行後も、その罰則の適用は、その効力をもち、また從業者移動防止令第五條の規定に違反する雇入をした者には、國民職業指導所長は同令第八條の規定によりその從業者の解雇を命じ得る。また本令で國民労務手帳法施行令第八條第一項第一號が改正され、使用者は從業者が本令による認可を受けて退職する時は、認可を受けて他に就職する時には、國民労務手帳を留置することは出來なくなつた(規則附則)。

昭和十七年度豫算の概要

大藏省

22

大東亜戦争下、戰勝の目的達成を基調とする昭和十七年度豫算は、戰爭遂行の直接の經費である臨時軍事費の追加を併せ、休會明けの第七十九回帝國議會に提出され、目下、慎重に審議されてゐるが、その編成の経過と内容の概要について説明しよう。

豫算編成の経過

本豫算の編成に際しては、まづその方針を閣議で決定するのが例である。昭和十七年度本豫算については、昨年七月八日、第二次近衛内閣で次ぎの方針が決定され、その後、第三次会议では七月二十五日、前内閣の方針を踏襲する旨の閣議決定なし、政府ではこれに基づいて着々と豫算の編成を進めた。

昭和十七年度豫算編成方針
緊迫せる現下の諸情勢に對し昭和十七年度豫算の編成方針はこれを次の如く定めんとす

一、新規に計上すべき經費は、國策遂行のため眞に緊急已むを得ざるものとす

二、既定經費についても以上の観點よりこれを再檢討し徹底的削減を爲すものとす

三、資金、物資及び勞務輸給の現状に鑑み豫算の編成に當りて資金、物資、勞務等の動員諸計畫との合致に努むるものとす

一、軍事費以外の經費のうち重要政策に關するものについては豫め國策の総合的遂行の見地において閣議においてこれを先議するものとす

二、しかしながら、昨年十月、更に内閣が更迭し東條内閣が成立するや、先の閣議決定に加へて日と共に緊迫化する諸情勢

を織込み慎重な検討を加へ、徹底的節約の勵行に努め、和戰何れの場合にあつても眞に必要なものに限りこれを計上し

他の經費は原則としてその計上を見合はずといふ措置を講じ、一般會計は昨年十二月九日、外地特別會計等の主要特別

會計は本年一月七日に閣議決定を見だ

次ぎに追加豫算については、義務的經費若くはこれに準ずるもの程度に限定された本豫算に對應し、大東亜戦争開始に伴ふ新情勢に即應するため、昨年十二月十九日、特に左記のやうな編成方針の閣議決定なし、戰勝目的達成のため、必要缺くべからざるもので實行の可能性が明らかなるものだけを對象とし、また各省の大藏省に対する要求書提出を制限して、戰時下重點主義豫算の速かな成立に努める決意を明かにした。

第七十九回帝國議會に提出すべき追加豫算の編成方に関する件

第七十九回帝國議會に提出すべき追加豫算の編成方に關しては、直面せる現下の時局に鑑み、重點主義により物質、資金、勞務等の政務需要は、戰勝の目的達成のため必要缺くべからざるものにこれを集中し、一般及び特別會計とも左記により直に實行に着手するものとす

二、追加豫算案は昭和十六年度分及び十七年度分の何れも、それた。

關係當局では以上の趣旨に基づいて編成に異常な努力を續け、本年一月十二日、一般會計と外地特別會計等の主要特別會計について追加豫算第一號の閣議内定を見、更に臨時軍事費の追加とこれに伴ふ一般會計及び特別會計の追加豫算第一號も一月二十四日の閣議を経て議會提出の道びとなつた。

アラブ半島におけるソマリの反乱

豫算の内容

次ぎに昭和十七年度一般会計豫算と、主要特別會計豫算について簡単に紹介しよう。

一般会計豫算

その歳入歳出は、本豫算と追加豫算を併せて次の通りで、租税その他普通歳入と前年度剩餘金で貯ふことのできない部分は、これを公債と借入金財源を以て補填することにつてある。

歳	入		出		計
	本豫算額	追加豫算額	本豫算額	追加豫算額	
経常部	四百六千圓	二千圓	五百八千圓	一千圓	九百四千圓
臨時部	一五九千圓	一千圓	一七九千圓	一千圓	三三九千圓
普通歳入	一三五千圓	一千圓	一五二千圓	一千圓	二八七千圓
公債金	一三五千圓	一千圓	一三五千圓	一千圓	二七千圓
借入金	一三五千圓	一千圓	一三五千圓	一千圓	二七千圓
計	六千六百圓	二千圓	七千六百圓	二千圓	一万四千圓

【歳】

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

出

計

入

本豫算については前記のやうに義務的経費、若くはこれに準ずる経費程度に限定したため、前年度に比べ二十四億三千二百餘万圓を減じたが、大東亜戦争開始に即應するため、戦時に緊要な施設實施のための二十六億二百餘万圓の追加豫算を計上したので、本豫算と追加豫算を併せると、前年度豫算額に比べ一億七千九百餘万圓の増加となる。

商工兩省所管に附上	軍人採用に關する經費 軍人扶助費の増加、傷病軍人保護に要する經費、軍人採用事務助成に要する經費 實等につき厚生、内務等各省所管に附上	科学及び技術の振興に關する經費 技術院に關する經費、科學技術の刷新向上に要する經費、研究試作費助成に要する經費 實等につき通商、大蔵、文部等各省所管に附上	三五、〇二 五六、八一 五六、八八 一千九百一十二年
防空設備資材、機械器具補助に要する經費、防空資機に要する經費等につき内務 文部、逓信等各省所管に附上			
なほ現下の非常事態に即應するため、豫算超過または豫算		三六、九七 千四	

外支出の必要が多いとみて國庫豫備金を増額し、既定額と合わせて第一豫備金を五千万圓、第二豫備金を八億圓としたほか、臨時軍事費特別會計への繰入二十五億三千五百餘万圓を大藏省所管に計上してゐる。

次ぎに既定經費の節約については、豫算編成方針においても特に強調してゐる處であつて、これに嚴密な再検討を加へ極力壓縮した結果、文治各省の所管において三億八百餘万圓の減少を見た。なほ陸海軍省所管の經費は、諸般の實情から大部分が臨時軍事費支辨となつたため、既定費より三十六億六千八百餘万圓を減少した。

重要物資の貯蔵に関する經費
（一千四百九十九千圓）

米穀生糞肥料その他の農業生産に要する經費、國庫豫備金に要する經費等につき農林、厚生、内務、文教等各所管に計上。

國民保健その他國民生活及び人口對策に關する經費
（一千四百九十九千圓）

米穀生糞肥料その他の農業生産に要する經費、國庫豫備金に要する經費等につき農林、厚生、内務、文教等各所管に計上。

產業再編成に關する經費
（一千四百九十九千圓）

農業政策執行に關する經費、中小商業の発展に要する經費、特種事業者易種に因する經費、國庫豫備金に要する經費等につき農工、森林、厚生、大藏等各

商工、内務、農林、植務等の各省所管に計上。

•

ପ୍ରକାଶକ ମେଲିଙ୍ଗାରୀ

について説明しよう。

本會計は前に述べたやうに年度の區分なく、第七十二回帝國議會で成立して以來追加を重ね、前議會までに累計二百八十九億三千五百餘万圓に達してゐるが、大東亜戰爭の進展に伴ひ、更に追加を必要とするに至つたものである。

その歲出は

帝國鐵道	二六五、〇〇〇
通信事業	六五、〇〇〇
計	五一四、九九三
朝鮮總督府	二五六、七四〇 千圓
臺灣總督府	二〇、五〇〇
帝國鐵道	四五、〇〇〇
通信事業	三四、〇〇〇
政府出資	五七五、七四五
計	八三一、九八五
公債	二四、〇〇〇、四九九
他會計ヨリ受入	三〇〇、〇〇〇
計	九五八、五六一
臨時軍事費	一八、〇〇〇、〇〇〇
豫備費	一五、〇〇〇、〇〇〇
その他	三〇〇、〇〇〇
計	一八、〇〇〇、〇〇〇

であつて、これに前に述べた一般會計の公債發行豫定額十五億二千六百二十七万七千餘圓を加算すれば、「二十三億五千八百二十六万二千餘圓となるわけである。なほ上記特別會計の公債は全部事業公債であつて、歳入不足補填のためのいはゆる赤字公債は含まれてゐない。

最後に戰爭遂行の直接經費である臨時軍事費特別會計豫算

かくて昭和十七年度公債發行豫定額は、百六十三億五千八百七十六万二千餘圓の巨額に達し、前年度發行豫定額に比べ二十三億八千三百餘万圓の増加となる。
一億民は輝かしい陸海軍の大戰果と共にこれを銘記したい。

大東亜戰爭日誌

7

自昭和十六年一月十九日

至同二十九日

月十九日(月)

ターフ飛行機組立工場七ヶ所を爆破、敵機

關機ホーカー・ハリケーン七機を擊墜

△陸軍部隊、エンダウを完全占領

△陸軍部隊、パクリおよびパリットスロン

附近において敵獨立第四十五旅團を全滅

敵遺棄死體千八百十、俘虜千百

イを完全占領、遺棄死體五百七十、俘虜

百五十一、鹹瑞品、山砲三機、機關銃二、迫

撃器三十八、鎌彈藥十萬發、その他多

數、地雷二十四箱、その他多數

ピルマ方面 △陸軍部隊 カウメイダン
附近的敵六百を殲滅す(?)、更にタヴオ
イを完全占領、遺棄死體五百七十、俘虜

百五十一、鹹瑞品、山砲三機、機關銃二、迫

撃器三十八、鎌彈藥十萬發、その他多

數、地雷二十四箱、その他多數

スマトラ方面 △海軍航空部隊、索敵攻
撃を實施、サバノ港とメダン港の沿岸施

設ならびに敵船(二千トン)一隻を爆破

馬来方面 △陸軍航空部隊、シンガポ

ールを空襲、市街、中権部、テンガー飛

行場、セレタ工場地帶を猛爆、哨戒中

の敵バッファロー戦闘機六機を擊墜

△海軍航空部隊、シンガポールを空襲、軍

事政務中権部を猛爆、敵船一隻を爆破

一月二十日(火)

自昭和十六年一月二十日

至同二十九日

月二十日(火)

ターフ飛行機組立工場七ヶ所を爆破、敵機

關機ホーカー・ハリケーン七機を擊墜

△陸軍部隊、エンダウを完全占領

△陸軍部隊、パクリおよびパリットスロン

附近において敵獨立第四十五旅團を全滅

敵遺棄死體千八百十、俘虜千百

イを完全占領、遺棄死體五百七十、俘虜

百五十一、鹹瑞品、山砲三機、機關銃二、迫

撃器三十八、鎌彈藥十萬發、その他多

數、地雷二十四箱、その他多數

スマトラ方面 △海軍航空部隊、スマト

ラ島方面を索敵攻撃、ペナン島附近にお

いて敵船(二千トン)一隻を破壊、豆ブハ

ンデリー港において敵船二隻(四千トン級と

二十八トン(も大型四)を擊破、十八機を擊

墜、更に特務艦一隻を撃沈

一月二十一日(水)

自昭和十六年一月二十一日

至同二十九日

月二十一日(水)

ターフ飛行機組立工場七ヶ所を爆破、敵機

關機ホーカー・ハリケーン七機を擊墜

△陸軍部隊、エンダウを完全占領

△陸軍部隊、パクリおよびパリットスロン

附近において敵獨立第四十五旅團を全滅

敵遺棄死體千八百十、俘虜千百

イを完全占領、遺棄死體五百七十、俘虜

百五十一、鹹瑞品、山砲三機、機關銃二、迫

撃器三十八、鎌彈藥十萬發、その他多

數、地雷二十四箱、その他多數

スマトラ方面 △海軍航空部隊、スマト

ラ島方面を索敵攻撃、ペナン島附近にお

いて敵船(二千トン)一隻を破壊、豆ブハ

ンデリー港において敵船二隻(四千トン級と

二十八トン(も大型四)を擊破、十八機を擊

墜、更に特務艦一隻を撃沈

一月二十二日(木)

自昭和十六年一月二十二日

至同二十九日

月二十二日(木)

ターフ飛行機組立工場七ヶ所を爆破、敵機

關機ホーカー・ハリケーン七機を擊墜

△陸軍部隊、エンダウを完全占領

△陸軍部隊、パクリおよびパリットスロン

附近において敵獨立第四十五旅團を全滅

敵遺棄死體千八百十、俘虜千百

イを完全占領、遺棄死體五百七十、俘虜

百五十一、鹹瑞品、山砲三機、機關銃二、迫

撃器三十八、鎌彈藥十萬發、その他多

數、地雷二十四箱、その他多數

スマトラ方面 △海軍航空部隊、スマト

ラ島方面を索敵攻撃、ペナン島附近にお

いて敵船(二千トン)一隻を破壊、豆ブハ

ンデリー港において敵船二隻(四千トン級と

二十八トン(も大型四)を擊破、十八機を擊

墜、更に特務艦一隻を撃沈

一月二十三日(金)

自昭和十六年一月二十三日

至同二十九日

月二十三日(金)

ターフ飛行機組立工場七ヶ所を爆破、敵機

關機ホーカー・ハリケーン七機を擊墜

△陸軍部隊、エンダウを完全占領

△陸軍部隊、パクリおよびパリットスロン

附近において敵獨立第四十五旅團を全滅

敵遺棄死體千八百十、俘虜千百

イを完全占領、遺棄死體五百七十、俘虜

百五十一、鹹瑞品、山砲三機、機關銃二、迫

撃器三十八、鎌彈藥十萬發、その他多

數、地雷二十四箱、その他多數

スマトラ方面 △海軍航空部隊、スマト

ラ島方面を索敵攻撃、ペナン島附近にお

いて敵船(二千トン)一隻を破壊、豆ブハ

ンデリー港において敵船二隻(四千トン級と

二十八トン(も大型四)を擊破、十八機を擊

墜、更に特務艦一隻を撃沈

一月二十四日(土)

自昭和十六年一月二十四日

至同二十九日

月二十四日(土)

ターフ飛行機組立工場七ヶ所を爆破、敵機

關機ホーカー・ハリケーン七機を擊墜

△陸軍部隊、エンダウを完全占領

△陸軍部隊、パクリおよびパリットスロン

附近において敵獨立第四十五旅團を全滅

敵遺棄死體千八百十、俘虜千百

イを完全占領、遺棄死體五百七十、俘虜

百五十一、鹹瑞品、山砲三機、機關銃二、迫

撃器三十八、鎌彈藥十萬發、その他多

數、地雷二十四箱、その他多數

スマトラ方面 △海軍航空部隊、スマト

ラ島方面を索敵攻撃、ペナン島附近にお

いて敵船(二千トン)一隻を破壊、豆ブハ

ンデリー港において敵船二隻(四千トン級と

二十八トン(も大型四)を擊破、十八機を擊

墜、更に特務艦一隻を撃沈

一月二十五日(日)

自昭和十六年一月二十五日

至同二十九日

月二十五日(日)

ターフ飛行機組立工場七ヶ所を爆破、敵機

關機ホーカー・ハリケーン七機を擊墜

△陸軍部隊、エンダウを完全占領

△陸軍部隊、パクリおよびパリットスロン

附近において敵獨立第四十五旅團を全滅

敵

通風塔

標識を

押せよ

衣料類が

切符制とな

つた今日

抜け目のな

い個人主義

から實施されたことは、生

活全般に亘る單純化と「億

國民の消費節約の物心兩方

面から戰争目的的遂行、必

勝信念の認識を深める觀點

から極めて意義の深いこと

である。

即ち、この制度の實施目

標は、國民に最低の衣料を

均等に供給し、統後國民の

有の衣料數量も申告させ、

一定以上の所有者は、切

符の交付點數を割取するの

措置を講ずることが望ま

す」と思ふ。(文部省推薦圖書)

を傳はうではないか

(名古屋時報)

相當の數量であることであ

らう。

この退職衣料は染め直し

たり、仕立替へしたりして

あるから、あるから、この

退職衣料の申告

衣料切符制度が二月一日

から實施されたことは、生

活全般に亘る單純化と「億

國民の消費節約の物心兩方

面から戰争目的的遂行、必

勝信念の認識を深める觀點

から極めて意義の深いこと

である。

即ち、この制度の實施目

標は、國民に最低の衣料を

均等に供給し、統後國民の

有の衣料數量も申告させ、

一定以上の所有者は、切

符の交付點數を割取するの

措置を講ずることが望ま

す」と思ふ。(文部省推薦圖書)

を傳はうではないか

(名古屋時報)

相當の數量であることであ

らう。

この退職衣料は染め直し

たり、仕立替へしたりして

あるから、あるから、この

退職衣料の申告

衣料切符制度が二月一日

から實施されたことは、生

活全般に亘る單純化と「億

國民の消費節約の物心兩方

面から戰争目的的遂行、必

勝信念の認識を深める觀點

から極めて意義の深いこと

である。

即ち、この制度の實施目

標は、國民に最低の衣料を

均等に供給し、統後國民の

有の衣料數量も申告させ、

一定以上の所有者は、切

符の交付點數を割取するの

措置を講ずることが望ま

す」と思ふ。(文部省推薦圖書)

を傳はうではないか

(名古屋時報)

相當の數量であることであ

らう。

この退職衣料は染め直し

たり、仕立替へしたりして

あるから、あるから、この

退職衣料の申告

衣料切符制度が二月一日

から實施されたことは、生

活全般に亘る單純化と「億

國民の消費節約の物心兩方

面から戰争目的的遂行、必

勝信念の認識を深める觀點

から極めて意義の深いこと

である。

即ち、この制度の實施目

標は、國民に最低の衣料を

均等に供給し、統後國民の

有の衣料數量も申告させ、

一定以上の所有者は、切

符の交付點數を割取するの

措置を講ずることが望ま

す」と思ふ。(文部省推薦圖書)

を傳はうではないか

(名古屋時報)

相當の數量であることであ

らう。

この退職衣料は染め直し

たり、仕立替へしたりして

あるから、あるから、この

退職衣料の申告

衣料切符制度が二月一日

から實施されたことは、生

活全般に亘る單純化と「億

國民の消費節約の物心兩方

面から戰争目的的遂行、必

勝信念の認識を深める觀點

から極めて意義の深いこと

である。

即ち、この制度の實施目

標は、國民に最低の衣料を

均等に供給し、統後國民の

有の衣料數量も申告させ、

一定以上の所有者は、切

符の交付點數を割取するの

措置を講ずることが望ま

す」と思ふ。(文部省推薦圖書)

を傳はうではないか

(名古屋時報)

相當の數量であることであ

らう。

この退職衣料は染め直し

たり、仕立替へしたりして

あるから、あるから、この

退職衣料の申告

衣料切符制度が二月一日

から實施されたことは、生

活全般に亘る單純化と「億

國民の消費節約の物心兩方

面から戰争目的的遂行、必

勝信念の認識を深める觀點

から極めて意義の深いこと

である。

即ち、この制度の實施目

標は、國民に最低の衣料を

均等に供給し、統後國民の

有の衣料數量も申告させ、

一定以上の所有者は、切

符の交付點數を割取するの

措置を講ずることが望ま

す」と思ふ。(文部省推薦圖書)

を傳はうではないか

(名古屋時報)

相當の數量であることであ

らう。

この退職衣料は染め直し

たり、仕立替へしたりして

あるから、あるから、この

退職衣料の申告

衣料切符制度が二月一日

から實施されたことは、生

活全般に亘る單純化と「億

國民の消費節約の物心兩方

面から戰争目的的遂行、必

勝信念の認識を深める觀點

から極めて意義の深いこと

である。

即ち、この制度の實施目

標は、國民に最低の衣料を

均等に供給し、統後國民の

有の衣料數量も申告させ、

一定以上の所有者は、切

符の交付點數を割取するの

措置を講ずることが望ま

す」と思ふ。(文部省推薦圖書)

を傳はうではないか

(名古屋時報)

相當の數量であることであ

らう。

この退職衣料は染め直し

たり、仕立替へしたりして

あるから、あるから、この

退職衣料の申告

衣料切符制度が二月一日

から實施されたことは、生

露光量違小ニ以て重複最影

露光量違いにより重複撮影

ପ୍ରକାଶିତ ମହାନ୍ତିରାଜୀବିନ୍ଦୁ ପାତ୍ରଙ୍କାଳୀନ
ଅଧ୍ୟାତ୍ମିକ ଗ୍ରନ୍ଥରେ ଉପରେ ଉପରେ

輯 編 局 報 情

報 週

號 日 一 十 月 二

マレー半島の席巻
「大東亞海」の制壓
大東亞戦争と教育
技術院への教育職員派遣
汎米外相會議の歸趨

279號

週

報

昭和十二年十月十一日第三種郵便物認可

(毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

五錢

べるし道の贊翼民は報週

